

年金相談

年金相談の際は事前予約をご利用ください。

予約いただくと・・・

- お客様のご都合にあわせてスムーズに相談できます。
- 相談内容にあったスタッフが事前準備のうえ、対応します。

予約受付時間

平日の午前8時30分～午後4時

※予約相談希望日の1か月前から前日まで予約できます。
ご予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

予約の申込み

秩父年金事務所 ☎27-6560

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

(050から始まる電話のかたは03-6631-7521へ)

問合せ

秩父年金事務所 ☎27-6560
町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

年金生活者支援給付金

公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

対象

- 障害基礎年金、遺族基礎年金を受給しているかた
・前年の所得額が4,721,000円+扶養親族の数×38万円以下のかた
- 老齢基礎年金を受給していて、以下の条件を全て満たすかた
・65歳以上のかた
・世帯員全員の市町村民税が非課税
・前年の年金収入額とその他所得額の合計が889,300円以下

請求手続き

日本年金機構から届く請求書に氏名などを記入して**秩父年金事務所**にご提出ください。

問合せ

秩父年金事務所 ☎27-6560
町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の施行

太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去に関し必要な事項を定めることで、災害の発生を防止し、自然環境、生活環境および景観の保全を目指す条例が、4月1日に施行されます。

メガソーラーなど太陽光発電施設の設置規制区域を指定したほか、規制区域外においても設置には、住民への周知、あらかじめ撤去費用を確保・担保が必要なうえ、町長の同意が必要となります。

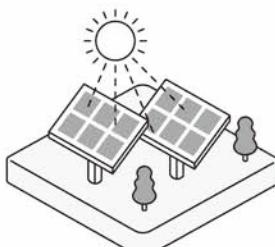
詳細は町ホームページをご確認ください。



町ホームページ

制度の対象施設

- 太陽光発電事業 : 発電出力の合計が10kW以上のもの
大規模太陽光発電事業 : 面積の合計が2ha以上または発電出力の合計が2,000kW以上のもの



設置規制区域

- いずれかに該当する場合は設置できません。
- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
 - 地域森林計画の対象とする森林の区域・保安林の区域
 - 農業振興地域整備計画に定める農用地などとして利用すべき土地の区域
 - 鳥獣保護区
 - 県立自然公園の特別地域・普通地域
 - 埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物が所在する区域

ほか

問合せ 町民生活課(③番窓口) ☎62-1232